

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」における年金記録回復の具体的事例②

事例1 福祉事務所等を経由した記録照会により記録統合したケース

関東地方在住、65歳女性、現在生活保護を受給中の方。これまでご自身の年金について年金事務所などで相談したことはなく、年金を受給できるとは思っていなかったが、65歳に達した際にケースワーカーから、過去に会社勤めの期間があるのであれば年金記録の確認をするよう勧められ、福祉事務所を経由して年金事務所に期間照会申出書を提出し調査したところ、昭和41年～昭和51年の厚生年金の加入記録115月が旧姓で記録されていたことがわかり、国民年金の期間と合わせると336月となり受給権が発生、新たに年額604,700円の年金をお受け取りいただけることとなった。

福祉事務所としては、今回の件も踏まえ今後も加入期間が数か月と思われる方に対しても、年金記録の再確認を進めていきたいとしている。

事例2 市町村に配置した「ねんきんネット」で記録の「もれ」に気づき、年金事務所への記録照会により記録統合したケース

九州・沖縄地方の離島在住、64歳男性。市町村役場の年金担当課にご自身の厚生年金の請求について相談に訪れた際に、役場に設置している「ねんきんネット」の端末で加入記録を確認したところ、昭和46年7月～平成2年8月までの厚生年金の加入期間がもれていることに気付いたことから、市町村役場を経由して年金事務所に期間照会申出書を提出した。

年金事務所で調査したところ、5事業所（43月）の加入期間について、ふり仮名が誤った状態で記録されていたことがわかり、既に記録されている厚生年金の加入期間（67月）と合わせて、特別支給の老齢厚生年金117,800円が支給されることとなった。

事例3 ねんきんネットの未統合記録検索システム・紙台帳検索システムを使用し記録統合に至ったケース

北海道在住、85歳女性。「年金記録確認のお願い」ハガキを見て、娘さんの協力によりねんきんネットの未統合記録の持ち主検索機能でご自身の記録と思われる未統合記録があったことから、娘さんとともに年金事務所に来所された。

年金事務所で記録を確認したところ、2事業所（計9月）の未統合記録が旧姓で記録されていたことが判明し、さらに紙台帳検索システムの氏名索引により、昭和19年～25年の間の1事業所（71月）が旧姓により記録されている判明し、現在受給中の老齢厚生年金約23万円が約54万円に増額となった。